

平成25年（ワ）第20444号
原告 宮里民平 外116名
被告 国

上記原告ら訴訟代理人弁護士 渡部 容子

意見陳述書

平成26年1月29日

東京地方裁判所民事第5部合議B係 御中

この訴訟の弁護団共同代表の一人として私から本訴訟への思いを述べさせていただきます。私自身は、法科大学院を卒業し、2009年に弁護士登録をした新62期です。私は給費制の下、生活費の工面に心を煩わせることなく、本当に充実した司法修習を送らせていただきました。そのときの経験と学び、修習を受け入れてくださった裁判官、検察官、弁護士の諸先輩方や司法研修所の教官方の教えは、法律家としての私の原点です。

「給費制が廃止されたらとんでもないことが起きてしまう。」法科大学院や修習を経て感じたそうした強い危機感から、弁護士登録直後、同期やロースクール生と共にビギナーズ・ネットを立ち上げ、給費制の存続を求めて全国で声を挙げてきました。最初はほとんどの国会議員がこの問題を知りませんでした。毎日議員会館に通い、議員要請や院内集会を行うなど地道な行動を続け、64期修習の1年間は給費制を存続させることができました。この1年の間に給費制の完全復活を実現させたいと張り切っていた時に震災が起きました。被災地の弁護士として、深刻で重大な問題に直面し、正直、給費制の活動を続けることの難しさを感じたこともありました。しかし、一人一人の被災者支援を続けていく中で、むしろ今こそ法律家が求められているし、在野法曹として国民の声を代弁する役割を持つ弁護士にも、統一修習及び給費制の下、国民のために働くスキルとマインドを等しく養成し

なければならぬという思いを新たにしました。私は震災を通して、戦後の焼け野原の時に統一修習・給費制を始めた当時の国会議員や法務省の方々の思いを肌で感じたような気がしました。

修習というのは、法律家になるにあたり、誰のために仕事をしていくのかを考えなければならぬ時期なのだと思います。司法試験期間中のある種の内向きな思考を解放し、「自分のため」から「誰のため」に切り替わる結節点として機能してきた時期だと思うのです。修習での経験が給費に裏付けられることによって、修習生は国民に育てられているという意識を否応なしに持ちます。社会に期待されていること、営利の追求とは本質的に異なる立場にあることを自覚します。経済的、精神的に束縛され、所詮は自分で返す借金である貸与制とは根本的に異なるのです。給費制が法律家のマインドを作っています。

これほどの制度であるにも関わらず、立法府と行政府の荒波に晒され、64年間続けてきた給費制は廃止されてしまいました。現在わが国の法曹養成制度は危機的状況に陥っています。今回、やむなく訴訟という形を取りましたが、給費制の存続は法曹三者の願いであり、裁判官や訟務検事の皆様方も心の中では給費制の意義や大切さを共有してくださっていることと信じています。裁判官の皆様に違憲判決を書いて頂けるよう、今後も全力で主張立証をしていく所存です。

この訴訟では、新65期修習生の内、10%強が原告となりました。就職難の中やっと入所した事務所での立場などもあり、参加したくても参加できない元修習生が全国にたくさんいます。そのため、原告となった新65期は、単に自らの被害回復にとどまらず、同期やさらには現在必死で勉強をしている後輩や未来の法曹志願者のため、また、司法制度の発展を願って、勇気を出して訴訟提起に及んだということを理解して頂ければ幸いです。

裁判所におかれましては、そうした新65期の原告の声に耳を傾け、岐路に立たされている司法制度を転換する英断を下して頂きたいと切にお願い致します。本日は意見陳述の時間を頂き、誠にありがとうございました。

以上